

朝 選 第 101 号

令和 7 年 7 月 31 日

朝来市議会議員選挙立候補予定者 様
関係後援団体の代表者 様

朝来市選挙管理委員会

委員長 藤 原 康 之



朝来市議会議員選挙に係る公職の候補者等及び後援団体の寄附の制限について

公職選挙法第 199 条の 2 及び第 199 条の 5 の規定により、期間にかかわらず禁止される寄附に加え、公職の候補者等及びその後援団体が下記の寄附を行うことも禁止されますのでお知らせします。

記

1 禁止される寄附

- (1) 候補者等が自身の後援団体（資金管理団体に指定している場合を除く。）に対してする寄附
- (2) 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償として行う寄附
- (3) 後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に対する寄附
- (4) 後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすること。

2 禁止される期間

任期満了の日の 90 日前から選挙期日までの間
(令和 7 年 8 月 2 日から 10 月 26 日まで)

※公職の候補者等とは、公職にある者、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者をいいます。